

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

70

### 規則

○東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）……………

○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………

### 規則（教）

○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

### 規程（水）

○東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………

### 雑報

○東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則の一部を改正する規則……………（東京都職員共済組合）……………

○東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則……………（同）……………

## 規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都規則第六十八号

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則（平成元年東京都規則第五十九条）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「東京都共済組合運営規則（昭和三十七年十二月一日公告）で定める仮定給料の月額」を「派遣組合員が派遣されず、引き続き職員として在職したとした場合に受けるべき給料（以下「仮定給料」という。）の月額に相当する額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 仮定給料の等級については、派遣される直前に定められていた給料の等級によるものとし、昇給については、昇給期間を十二月とし、その期間を経過したときにおいて昇給があつたものとみなす。

第十三条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十七条の三第一項に定める金額（一般職の職員である組合員に係る金額をいう。）」を「九十六万八千円」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都規則第六十九号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

「(注) 地方公務員法第28条の5に基づき再任用短時間勤務職員については、

社 会 保 険 料				
長期掛金	短期・福祉掛金	介護掛金	その他	計

を

社 会 保 険 料					
厚生年金保険料	退職等年金掛金	短期・福祉掛金	介護掛金	その他	計

に、

社会保険料の欄中「長期掛金」を「厚生年金保険料」に、「短期・福祉掛金」を「健康保険料」に読み替えて本様式を使用するものとする。

「(注1) 地方公務員法第28条の5に基づき再任用短時間勤務職員(以下単に「再任用短時間勤務職員」という。)については、社会保険料の欄中「短期・福祉掛金」を「健康保険料」に読み替えて本様式を使用するものとする。

(注2) 平成27年9月分までは、再任用短時間勤務職員を除き、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期掛金」に読み替えて本様式を使用するものとする。

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年東京都規則第百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

規 則 (教)

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十五号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八

号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

長期(厚生) 短福(健保) 介護掛金(保険料)

厚生年金保険料 退職等年金掛金 短福(健保) 介護掛金(保険料)

に、

現住所	現住所	住民税納付先	採用年月日	退職年月日	生年月日	性別	職務1	職員番号	氏名
市区町村コード	住	市区町村							
	住	市							
		区							
		町							
		村							
		名							

を

現住所	現住所	住民税納付先	採用年月日	退職年月日	生年月日	性別	職務1	職員番号	氏名
市区町村コード	住	市区町村							
	住	市							
		区							
		町							
		村							
		名							

に

(注) 平成27年9月分までは、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期(厚生)」に読み替えて本様式を使用するものとする。

改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第八の二埼玉県の項中「所沢市」を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第四十八号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

別記様式第1号(第6条の5関係)  
東京都水道局

給 与 簿 ( 年分 )

所属コード	氏名	職名	番号	性別	生年月日	採用月日	退職月日	勤務先	市区町村名	住所	番	号

支給月	給 料	扶養手当	地坂手当	管理職手当	初任給調整手当	半身赴任手当	超過勤務手当	夜勤手当 <small>(休日給手当)</small>	宿直(常夜)待機手当	寒冷地手当	特別勤務手当	通勤手当 <small>(通勤給)</small>	期末手当	勤怠手当	住居手当	支給額計 <small>(課税分)</small>
1月																
2月																
3月																
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
決定																
計																
運算外																
繰引																

支給月	厚生年金保険料	共済積立金	退職者年金	共済介護基金	その他	社会保険料	課税対象額	所得税	住民税	追加手当 <small>(非課税)</small>	宿直手当 <small>(非課税)</small>	児童手当	旅 費	差引支給額		
1月																
2月																
3月																
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
決定																
計																
運算外																
繰引																
総計																

所得税算出			
特 別 控 除	同 居 親 老 人 扶 養 控 除	同 居 特 別 控 除	特 別 控 除
額	額	額	額
表	表	表	表

年 未 調整	給与の総額	給与所得控除後の金額	所 得 税		控 除 の 額		法定控除額計	課税所得額	年 給 額	住宅借入金等特別控除	差引年税額	既徴収税額	調整税額
			社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地産保険料							
( )	( )	( )											

(注) 1 「給与の総額」は各保険料・給与等からの控除分「既徴収税額」欄の「」内には過不足額が表示されています。また、「既徴収税額」調整税額欄の上・中・下段は、(前年度)給与改正(前年度)・本年調停の金額がそれぞれ表示されています。  
 2 地方公務員法第28条の5に基く再任用期間補助職員(以下「再任用期間補助職員」といふ。)については、表中「共済積立金」を「健康保険料」に組み替えて本様式を使用するものとする。  
 3 公益法人等への東京都職員への派遣等に関する条例第8条の規定の適用を受ける職員については、表中「共済積立金」及び「健康保険料」に組み替えて本様式を使用するものとする。  
 4 平成27年9月分までは、再任用期間補助職員を除き、「厚生年金保険料」に組み替えて本様式を使用するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

雑報

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則

(平成二十六年規則第一号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則(昭和五十二年東京都職員共済組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「四・三六パーセント」を「四・四六パーセント」に、同条第二項中「三・六三パーセント」を「三・七二パーセント」に、同条第三項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に改める。

付則第三項第一号イ中「四・一パーセント」を「四・二

パーセント」に改める。

附則

- 1 この改正は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号) 附則第三条の二に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号) 第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が十年の預託金に係るものが年四・二パーセントを下回っている期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後三月以内の日で理事長の定める日) 以前に行つた貸付けに係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、この規則による改正後の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則第八条第一項から第三項までに規定する貸付利率を適用するものとする。

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規則第二号

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則(平成二十六年規則第二号) 附則第二項の規定によりなお

その効力を有するものとされる同規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則(昭和四十一年東京都職員共済組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「四・三六パーセント」を「四・四六パーセント」に、「三・六三パーセント」を「三・七二パーセント」に改める。

付則第四項第一号イ中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に改める。

附則

- 1 この改正は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号) 附則第三条の二に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号) 第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が十年の預託金に係るものが年四・二パーセントを下回っている期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後三月以内の日で理事長の定める日) 以前に行つた貸付けに係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、この規則による改正後の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則第十条第一項に規定する貸付利率を適用するものとする。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。